

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

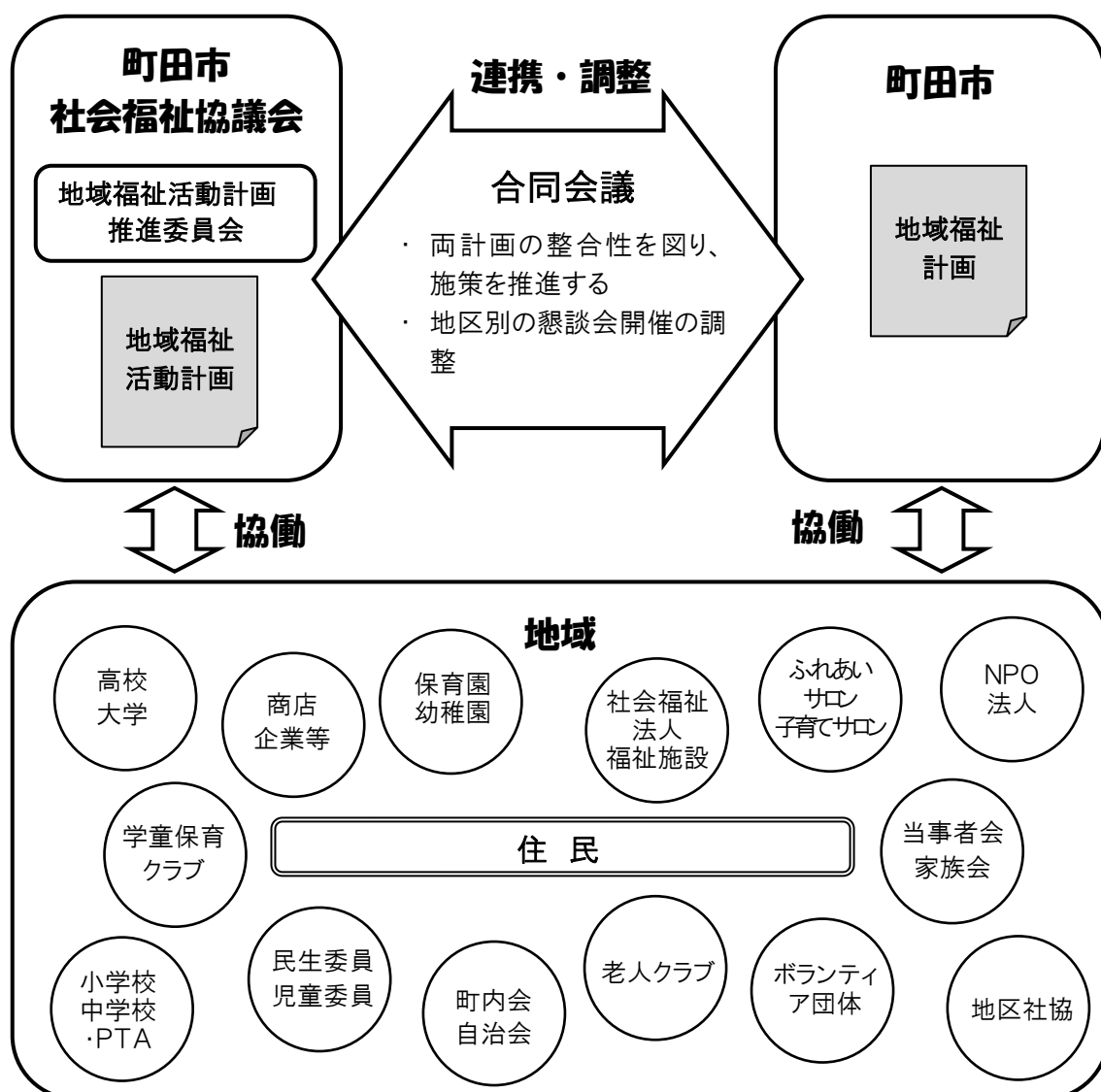
(1) 市計画との一体的な推進

本計画は、本会と町田市をはじめとして、地域で暮らす方々、福祉関連団体、福祉施設、企業など、様々な主体が協働することにより推進するものです。

各年度計画の進捗状況を確認し、課題の改善に向けた検討や、法改正の動向に対応し、必要に応じた見直しを進めるために、「地域福祉活動計画推進委員会」を設置します。

また、本会と町田市は、両計画の整合性を図るため合同会議を設置し、協働で地区別の懇談会を開催することで地域の意見の把握に努めながら、施策を推進していきます。

図表6-1 市計画との一体的な推進体制



(2) 地区における地域福祉推進の将来像

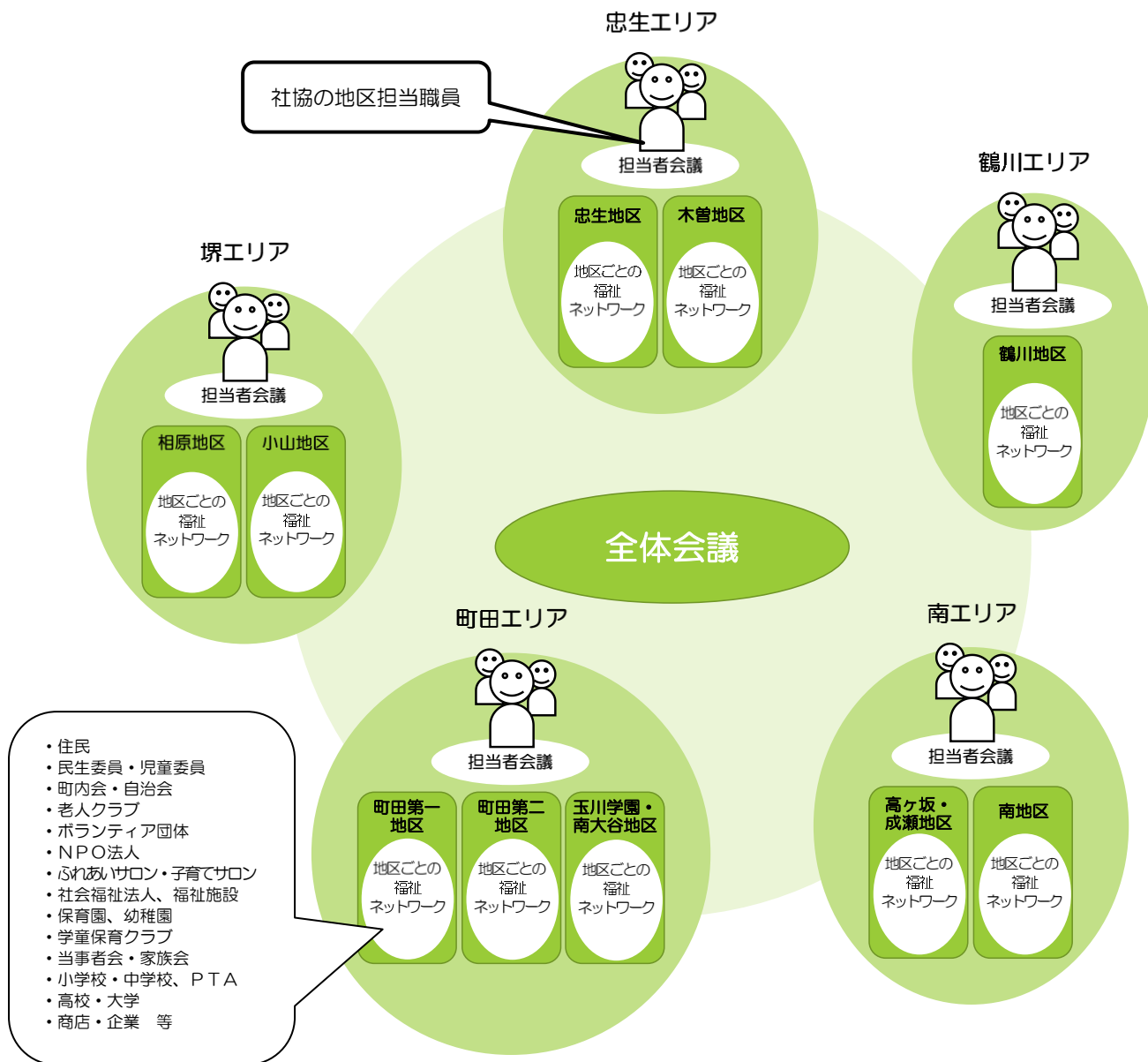
市内を5エリアに分け、本会の全職員を地区担当職員として配置します。そのエリアの中で、地区担当職員は将来的に市地域福祉計画の地区活動計画の10地区ごとに福祉ネットワークが構築されるように支援します。

地区ごとの福祉ネットワークでは、地域住民や地域で活動する団体が中心となり、地区の課題について考え、解決に向けた取り組みを行うことが考えられます。

本会の体制としては、定期的にエリアごとの地区担当職員で担当者会議を実施し、情報共有を図り、課題等を検討します。そして、全体会議では、エリアごとの情報を共有するとともに、エリアだけで解決できない課題について検討します。

そして、その検討した内容を地区ごとに地域住民や地域で活動する団体と共有し、課題解決に向けさらなる連携を進めていきます。

図表6-2 地区における推進体制の将来像



2 計画の進行管理

計画の進捗に当たってはPDCAサイクルを導入し、地域福祉活動計画推進委員会において、事業の進捗状況について、実績・成果を報告することで評価を行い、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

図表6-3 計画の進行管理におけるPDCAサイクル

